

平成29年12月15日

こども家庭部練馬子ども家庭支援センター

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘子ども家庭支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘子ども家庭支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 雲柱社

(2) 所在地

東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

(3) 代表者

理事長 服部 榮

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）

児童福祉法が平成28年に改正され、今後、子ども家庭支援センターの業務内容等の転換が見込まれるため、現時点で今後5年間にわたる業務内容等を確定することは困難である。現在、国および東京都が区市町村における子どもとその家庭および妊産婦等を対象とした総合的な支援体制についての検討を進めていることを踏まえ、平成30年度中に業務内容等を確定させる予定である。このため、次期指定期間を2年間とする。

4 選定の経過

平成29年4月13日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、施設実地調査の実施、モニタリング

チェックシートに基づく最終総合評価、企画提案書作成要項の審議)

- 5月19日 平成29年度第1回指定管理者選定委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
- 7月4日 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
- 7月28日 企画提案書受付(経営状況に関する部分)
- 7月31日 経営診断委託
- 8月4日 企画提案書受付(事業計画に関する部分)
- 8月30日 第2回指定管理者選定小委員会
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
- 11月13日 平成29年度第2回指定管理者選定委員会
(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な運営が期待できること、また、他地区の子ども家庭支援センターの運営経験を踏まえた事業提案があること等の理由により、社会福祉法人雲柱社が練馬区立光が丘子ども家庭支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の依存度が低く、外部委託もほとんどされていないため、十分自主的運営がなされている。また、資金力・借入金の返済能力・経営の安全性は良好であり、安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

法人として、個人情報保護規程、情報公開規程および情報セキュリティポリシーを整備しているほか、施設特性に応じた運用手順等を定める等、個人情報を安全に取り扱う体制が確立されている。また、事業計画や財務状況等については、法人ホームページ上で広く公表する等、団体運営の透明性や公正性が確保されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

就業規則や給与規程等を整備し、それに基づく運用が行われている。

理事会の構成は適正であり、定期的を開催し、予算・決算の報告や事業計画の意思決定を行う等、適切に運用されている。

(4) 運営実績

区において光が丘子ども家庭支援センターおよび大泉子ども家庭支援センターを適切に運営している。また、都内および近県で子ども家庭支援センターを含めた多種多様な児童福祉施設を運営しており、子育て支援分野において十分な実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

通年で事業を運営するに当たり、常勤・非常勤・臨時職員等を適切かつ効率的に配置している。予算計画については、法人のスケールメリットを生かしたコストダウンを進めているほか、新たな人事制度の導入により、職員の能力を効果的に発揮できる環境を整備している。

(6) 受託への熱意・意欲

地域の子ども家庭支援センターの意義を十分に理解し各事業を運営していくほか、区と連携をしながら、練馬区要保護児童対策地域協議会の一員としての役割を果たしていく姿勢が示されている。また、これまで施設を運営してきたノウハウを生かし、関係機関や地域との連携を更に深めるとともに、子どもの潜在能力の育成等、専門性の高い子育て支援への取組が期待できる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

乳幼児が安全に利用できるよう、チェックシートを活用して日常的な点検を実施している。また、実際の災害を想定した避難訓練を月1回実施しており、併設の光が丘区民センター等と連携した自衛消防訓練にも積極的に参加している。

(8) 施設管理運営体制

法人内の子ども家庭支援センターを運営している事業所間で専門研修を実施する等、

職員スキルの向上に努めている。また、光が丘区民センター内の福祉施設と連携するとともに、子育て支援に向けたネットワークを形成している。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者アンケートの満足度は、平均90パーセントを超えており高い評価となっている。

苦情の対応については、苦情対応責任者や受付担当者等の体制を整備しているほか、第三者委員会を設置する等苦情対応の仕組みが確立されている。また、利用者への公平公正な対応を実現するため、自分の行動を振り返る所内研修を行っている。

(10) 職員の育成

行動評価や目標管理制度を導入するとともに、新人職員研修や職層別研修に加え、専門性の高い外部研修を積極的に取り入れる等内容を充実させ、職員の育成に努めている。

(11) 団体の理念・姿勢

創立者の理念と精神を引き継ぎ、「利用者一人ひとりの人格を尊重し、その成長を支援する。」「常に利用者の立場に立って、そのニーズに応え、サービスの向上に努める。」「地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組む。」という基本理念を掲げて事業を展開しており、研修を通して職員全員に周知するとともに、利用者に対してもこれらの理念を明示している。この理念に基づき、災害援助や地域連携にも積極的に携わっている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

相談員や保育者等一定の資格要件を設けているなかでも、区民雇用の促進している。また、物品購入等においても、積極的に区内事業者を活用しており、これらについては継続して取り組んでいく考えがある。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立光が丘子ども家庭支援センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報の保護および情報セキュリティ確保のための体制および運用状況 (2) 情報公開の体制および運用状況	5点	5点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組 (2) 理事会・役員会などの構成の妥当性	5点	4点
4 運営実績 (1) 団体の過去の活動のうち練馬区立光が丘子ども家庭支援センターと同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応事例	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) (1)の考え方に基づく具体的な提案内容 (3) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	5点	4点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応など区の方針や、区が実施する事業に対する協力姿勢 (4) 併設施設との連携	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権への配慮 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の社会貢献・地域連携等の取組	5点	5点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	15点	12点
13 区内事業者が否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
合 計	100点	81点